



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2014年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

集団的自衛権 閣議決定

憲法解釈変更、行使を容認

政府は1日夕の臨時閣議で、従来の憲法解釈を変更し、自国が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を事実で阻止する集団的自衛権の行使を容認すると決定した。日本の存立が脅かされるなどの要件を満たせば、必要最小限度の武力行使は許されたとの内容だ。関連する。

安倍晋三首相が、日本を取り巻く安全保障環境の变化などを理由に行使容認の議論を主導した。

閣議決定に、自衛隊の活動範囲や具体的な事例は盛り込まれず、政府の裁量の余地を残した。歴代内閣は平和主義を原則とする憲法9条の許す範囲を超えるとして集団的自衛権行使は認めないとの解釈を継承してきた。

閣議決定は「他国への武力行使は許される」との内容だ。関連する。



集団的自衛権の行使容認を決める臨時閣議に臨む安倍首相＝1日午後、首相官邸

閣議決定のポイント

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定のポイントは次の通り。

一、他国への武力攻撃で国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、必要最小限度の実力行使は

力攻撃でも目的、規模、態様により、わが国の存立を脅かすこともある」と指摘し、新たな武力行使3要件を列挙。米国などを念頭に、他国への攻撃で、日本国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、自衛の措置を取ることは「憲法上許容される」と結論付けた。明確な歯止めがかかる保証はない。

政府は、自衛隊法などの改正を秋の臨時国会以降に進める方針だ。

憲法上許容

一、国際法上は集団的自衛権が根拠。

一、安全保障環境が根本的に変容し、他国に対する武力攻撃でもわが国の存立を脅かし得る。
一、あらゆる事態に切れ目ない対応を可能とする法案を作成。